

鹿児島県における人事行政の運営の状況（平成18年度）

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用の状況

平成18年度には、不特定多数の者の競争によって選抜を行う競争試験により、144人の職員を採用しました。

また、免許、資格等を有する特定の者について適格性を有するかどうかを確認する選考により、442人の職員を採用しました。

さらに、定年退職者等の中から、従前の勤務実績等に基づく選考により152人を1年以内の任期で再任用しました。

区 分	試 験			選 考	再 任 用		合 計
	大卒程度 警察官A	短大卒 程 度	高卒程度 警察官B		常時勤務	短時間勤務	
知事部局等	9		3	134	20	20	186
教育委員会		10	2	307	110	2	431
警 察 本 部	67		53	1			121
計	76	10	58	442	130	22	738

(2) 退職の状況

平成18年度には1,101人の職員が退職しました。

区 分	定 年 退 職	勸 奨 退 職	普 通 退 職	分 限 免 職	懲 戒 免 職	失 職	死 亡 退 職	再任用後 の離職	計
知事部局等	83	83	168				6	20	360
教育委員会	320	37	150		2		13	97	619
警 察 本 部	77	13	29				3		122
計	480	133	347		2		22	117	1,101

2 職員数に関する状況

平成19年4月1日現在の職員数は26,891人であり、1年前と比較して319人減少しています。

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
一般行政部門	議 会	37	37	0	事務事業の見直し等による減 組織改革による減
	総務企画	859	926	67	
	税 務	232	187	△ 45	
	民 生	584	576	△ 8	
	衛 生	746	668	△ 78	
	労 働	105	103	△ 2	
	農林水産	2,034	1,960	△ 74	
	商 工	203	201	△ 2	
	土 木	1,320	1,270	△ 50	
	小 計	6,120	5,928	△192	
特別行政部門	教 育	16,912	16,676	△236	教育：児童、生徒数の減による定数減等 警察：警察官の政令定数増等
	警 察	3,248	3,346	98	
	小 計	20,160	20,022	△138	
公営企業等 会計部門	病 院	927	938	11	看護師・助産師の欠員補充等
	そ の 他	3	3	0	
	小 計	930	941	11	
総 合 計		27,210 (29,704)	26,891 (29,541)	△319 (△163)	

注 かつこ内は、条例定数の合計である。

## 第2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 職員の勤務時間の状況

職員の1週間の勤務時間は40時間であり、病院や施設等、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員を除いて、勤務時間の割振りは下表のとおりになっています。

区 分	1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
① ②③以外の職員	40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 17:00～17:15	日曜日 土曜日
② ③以外の警察本部の職員	40時間	9:30	18:15	12:15～13:00	12:00～12:15 15:00～15:15	日曜日 土曜日
③ 警察署、免許管理課及び免許試験課の全部並びに警務課の一部の職員	40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 15:00～15:15	日曜日 土曜日

注 平成18年4月1日時点の通常勤務職員の一般的な勤務時間であり、学校職員を除く。

### 2 休暇制度の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、療養休暇（学校職員は病気休暇）、特別休暇、介護休暇、組合休暇、代替休暇があります。

なお、年次有給休暇の平均取得日数は11.0日です（小・中学校の職員を除く）。

名 称	要 件	付 与 期 間	備 考
年次有給休暇		20日／年	繰越あり
療 養 休 暇 ※学校職員は病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	結核性疾患 12月 その他 90日	結核性疾患18月（警察本部の職員以外）、成人病・精神障害6月まで延長可
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合	任命権者が人事委員会と協議して定める期間	
介 護 休 暇	職員が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	勤務しない時間当たりの給与額を減額
組 合 休 暇	職員が、登録された職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合など	30日／年	無給 警察本部以外の職員に適用
代 替 休 暇	学校職員が休日に勤務した場合	休日の翌日から起算して6日以内に、勤務した時間に相当する時間	短期大学以外の学校職員に適用

注 平成18年4月1日時点における休暇制度の内容である。

## 第3 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 職員の分限処分の状況

勤務実績が良くない職員等に対しては、公務能率の維持及びその適正な運営の確保のために、職員の意に反して降任、免職等の不利益処分を行うことができます。

平成18年度には272人の職員が心身の故障により休職処分を受けています。

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	計	失 職
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合			272		272	
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合						
計			272		272	
地公法第28条第4項により失職した者						

注1 平成18年度に分限処分を受けた職員の数（延べ人数）である。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

3 心身の故障の場合の休職には依願休職を含む。

## 2 職員の懲戒処分の状況

職務上の義務に違反した職員等に対しては、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持するために戒告、減給等の不利益処分を行うことができます。

平成18年度に懲戒処分を受けた者は、戒告4人、減給6人、停職5人、免職2人となっています。

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	1	3	4	2	10
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	2			4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	1	1		3
計	4	6	5	2	17

注1 平成18年度に懲戒処分を受けた職員の数（延べ人数）である。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

## 第4 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととなっています。

そして職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課されています。

### ○ 営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないこととされています。

平成18年度には92件の申請がなされ、その全件を許可しています（小・中学校の職員を除く）。

## 第5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 職員の研修の状況

任命権者は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えることとされており、県においては下表のとおり職員研修を実施しています。

#### (1) 知事部局等

研修の区分	研 修 の 内 容 等	実施回数	修了者数
一 般 研 修	新規採用職員研修、一般吏員研修、新任係長研修、新任課長級研修 等	20回	788人
自己啓発研修	条例・規則づくり実践、民法、政策法務、ファシリテータースキル、行政の危機管理 等	27回	1,002人
そ の 他	自治大 学 校 派 遣 研 修	2回	2人

## (2) 教育委員会

## ア 行政職員

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
一般研修	新規採用職員研修，一般吏員研修，主査研修，新任係長研修，新任課長補佐研修，新任課長級研修	18回	38人
自己啓発研修	職員のための実用文章講座，行政の危機管理，企画力・創造力開発，民法等	23回	51人
その他	文部科学省派遣研修	2回	2人

## イ 学校職員

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
経験年次別研修	フレッシュ研修(初任者研修)，ステップアップ研修(5年経験者研修)，パワーアップ研修(10年経験者研修)	18回	1,151人
職務別研修	管理職研修会(新任校長，新任教頭，経験者教頭)，新任教務主任研修会，人権教育教職員等講座，事務長研修会等	17回	1,462人
その他	短期研修，長期研修，継続研修，大学院派遣研修，民間企業等派遣研修，心いきいき学校カウンセリングセミナー等	125回	2,434人

## (3) 警察本部

研修の区分	研修の内容等	実施回数	修了者数
一般研修	初任科(長期課程・短期課程)，一般職員初任科，初任補修科(長期課程・短期課程)，巡査部長任用科，警部補任用科，部門別任用科(生安・刑事・交通・警備)，犯罪鑑識専科等各種専科	34回	721人
自己啓発研修	英語委託教養，中国語委託教養	各20回	12人
その他	警察大学校～警部任用科，課長補佐任用科，教官養成科，警察運営科，語学研修科，各種専科 九州管区警察学校～警部任用科，警部補任用科，巡査部長任用科，係長任用科，主任任用科，術科講習，青年警察職員合宿研修，機動通信専科等各種専科 他管区警察学校～けん銃特別講習，術科特別講習，少年警察実務専科等各種専科	121回	272人

注1 平成18年度に実施した職員の研修の状況である。

## 2 「研修の区分」について

- ・一般研修 職位等，対象となる職員を限定し，受講を義務づけている研修
- ・自己啓発研修 自己啓発等を目的に，職員の希望により受講できる研修
- ・その他 自治大学校，警察大学校，消防大学校等，国の機関が行う研修

## 2 職員の勤務成績の評定の状況

任命権者は，公務能率を増進させるため，職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い，その評定結果に応じた措置を講じることとされており，県においては下記のとおり勤務成績の評定を実施しています。

## (1) 知事部局等

職員の能力，業績等を正しく把握・評価することにより，適正な人員配置を行い，職務能率の向上，士気の高揚を図るため，職務遂行上発揮した能力について評定を行う「職務行動評定」（本庁課長補佐級以下に格付けられている職員を対象として年1回実施）と業務の成果について評定を行う「業績評定」（全職員を対象として年2回実施）を実施しました。

(2) 教育委員会

ア 行政職員

職員の能力、業績等を正しく把握・評価することにより、適正な人員配置を行い、職務能率の向上、士気の高揚を図るため、職務遂行上発揮した能力について評定を行う「職務行動評定」（本庁課長補佐級以下に格付けられている職員を対象として年1回実施）と業務の成果について評定を行う「業績評定」（全職員を対象として年2回実施）を実施しました。

イ 学校職員

職員の意欲と資質・能力の向上を図るとともに、職員の職務遂行上の意欲、能力、実績等を公正に評価し、適切に処遇を行うことにより、学校組織の活性化に資することを目的として、「自己申告による評価」と「業績等評定」からなる人事評価を実施しました。

「自己申告による評価」は、職員一人一人が校長の学校経営方針を踏まえて設定した目標や目標達成のための具体策等について作成した自己申告書をもとに、校長等が当初、中間、最終の年3回の面談を実施し、指導助言を行いました。

「業績等評価」は、校長等の評価者（複数）が、個々の職員の意欲や能力、実績等について適正な評価を行い、その結果を自己申告の最終面談時に本人にフィードバックしました。

(3) 警察本部

職員の能力、業績等を正しく把握・評価することにより、適正な人員配置を行い、職務能率の向上、士気の高揚を図るため、勤務成績報告書による評定を実施しました。

勤務成績報告書による評定は、全職員（休職、育児休業中の職員等は除く。）を対象として年1回実施するものであり、対象職員が自己評価・申告等を行った後、評定者（係長（課長代理）以上の職員）による面談等を実施しました。

第6 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況

(1) 職員互助団体の運営状況

県では、職員の相互共済及び福利増進等を図るために職員互助団体を組織し、福利厚生、医療等に関する資金の給付及び貸付、福利厚生施設の経営等の事業を行っています。

(単位：百万円)

区 分	団 体 の 名 称	事 業 費	財 源 内 訳		
			職員掛金	県補助金	その他
知事部局等	(㊦)鹿児島県職員互助会	488.8	315.2 (64.5%)	0.0 (0.0%)	173.6 (35.5%)
教育委員会	(㊦)鹿児島県教職員互助組合	3,089.5	769.0 (24.9%)	0.0 (0.0%)	2,320.5 (75.1%)
警 察 本 部	(㊦)鹿児島県警察協会	563.1	143.9 (25.6%)	0.0 (0.0%)	419.2 (74.4%)

注1 平成18年度決算による。

2 平成18年度から県補助金を廃止している。

(2) 厚生事業の実施状況

県では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、下表に掲げる取組を実施しています。

ア 知事部局等

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職員の安全衛生管理	職場における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成のため、各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 衛生委員会、安全衛生委員会の開催</li><li>・ 執務環境測定、職場環境調査、職場点検の実施</li></ul>
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう、各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期健康診断、人間ドック、胃検診、大腸検診、特殊業務従事者健康診断の実施</li><li>・ 一般健康相談、専門医による心の健康相談、職員相談の実施</li><li>・ 健康づくり教室、心の健康教室の開催</li><li>・ 職員健康審査会の開催</li><li>・ 職員診療所の運営</li></ul>
そ の 他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の生涯生活設計の支援のためライフプランセミナーを開催</li><li>・ 職員球技大会の開催</li><li>・ 世帯用や単身・独身寮などの職員住宅の設置</li></ul>

イ 教育委員会

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職員の安全衛生管理	職員における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成のため、各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職場の庁舎内禁煙等の継続実施</li><li>・ 「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程」による総括安全衛生委員会の実施</li><li>・ 各学校における衛生管理者・衛生推進者の選任</li><li>・ 各学校における衛生委員会の設置と開催</li><li>・ 学校敷地内禁煙の推進</li></ul>
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康診断の実施 定期健康診断、人間ドック、VDT作業従事者検診、B型ワクチン接種（特別支援学校職員対象）</li><li>・ 教職員相談事業の実施 教職員よろず相談、メンタルヘルス相談</li><li>・ メンタルヘルス講座の実施 管理職（新任校長・経験者教頭）及び一般職員（10年経験者）研修会での講演</li><li>・ 学校職員等健康診断諮問委員会の開催</li></ul>
そ の 他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教職員住宅の維持管理</li></ul>

ウ 警察本部

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職員の安全衛生管理	職場における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成のため、各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 過重労働による健康障害を防止するための医師による面接指導の実施</li><li>・ 健康管理衛生委員会の開催</li><li>・ 産業医による各種執務環境対策の実施</li><li>・ 職場環境調査</li></ul>

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう、各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診断の実施 定期健康診断，有機溶剤取扱者及びVDT作業従事者検診等</li> <li>・ 生活習慣改善セミナー，糖尿病改善セミナーの実施</li> <li>・ ストップ・ザ・肥満推進運動，一職場一運動の実施</li> <li>・ 各種相談制度の活用 生活相談員，部外カウンセラー等を活用した健康相談，心の健康相談</li> <li>・ 保健師による巡回指導</li> </ul>
そ の 他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察協会が実施する健康管理事業への助成</li> <li>・ 職員の生涯生活設計の支援のためのライフサイクルプラン研修会の開催</li> </ul>

注 平成18年度における厚生事業の実施状況である。

## 2 公務災害認定の状況

職員が公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費等が補償されることになっています。

平成18年度には、公務災害として157件、通勤災害として10件を認定しました。

### (1) 公務災害

区 分	前年度末 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	当年度末 未処理件数
			公 務 上	公 務 外		
知事部局等	4	44	44	2		2
教育委員会		60	51		1	8
警察本部	1	61	62			
計	5	165	157	2	1	10

### (2) 通勤災害

区 分	前年度末 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	当年度末 未処理件数
			公 務 上	公 務 外		
知事部局等	1	3	4			
教育委員会	1	4	3			2
警察本部		3	3			
計	2	10	10			2

注 平成18年度における公務災害及び通勤災害の認定状況である（平成19年3月31日現在）。